

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

助成に係るQ & A

厚生労働省健康局

がん・疾病対策課 肝炎対策推進室

○目次

【助成対象】	2
Q 1-1 : 「肝がん」や「重度肝硬変」であれば、助成対象になるのですか。	2
Q 1-2 : 一定の要件とはどのような要件ですか。	2
Q 1-3 : 私の高額療養費算定基準額はどこを見れば分かりますか。	2
Q 1-4 : 過去1年間で3月以上とはどのような場合ですか。	3
Q 1-5 : いくら助成を受けることができますか。	3
Q 1-6 : 助成を受けるまでの流れを教えてください。	4
【指定医療機関】	5
Q 2-1 : どの医療機関で治療を受けていても助成を受けることができますか。	5
Q 2-2 : どの医療機関が指定医療機関となっているか、どうすれば分かりますか。	5
【申請手続き】	6
Q 3-1 : 助成を受けるためにはどのような手続きが必要ですか。	6
Q 3-2 : 参加者証の交付申請の手続きに必要な書類は何ですか。	6
Q 3-3 : 参加者証の交付申請の手続きに必要な書類はどこで配布していますか。	6
【医療記録票】	7
Q 4-1 : 医療記録票とは何ですか。	7
Q 4-2 : 医療記録票はどこで配布していますか。	7
Q 4-3 : 医療記録票の持参を忘れた場合はどうしたらいいですか。	7
Q 4-4 : 医療記録票は薬局でも記載してもらう必要がありますか。	7
【保険薬局】	8
Q 5-1 : 薬局にも「指定薬局」があるのですか。	8
【助成額の受取方法】	8
Q 6-1 : 助成額はどのように受け取るのですか。	8
Q 6-2 : 償還請求を行った場合、助成額が振り込まれるまでにどのくらいかかりますか。	8
Q 6-3 : 現金で受け取るとはできないのですか。	8
Q 6-4 : 償還払い手続きの方法はどこに記載していますか。	9
【その他】	9
Q 7-1 : 医療機関等から交付された領収書や明細書等は保管する必要がありますか。	9
【リーフレット】	エラー! ブックマークが定義されていません。
○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の説明用リーフレットエラー! ブックマークが定義されていません。	
○償還払い手続きの説明用リーフレット	エラー! ブックマークが定義されていません。
【様式例 6-2】	エラー! ブックマークが定義されていません。

【助成対象】

Q1-1: 「肝がん」や「重度肝硬変」であれば、助成対象になるのですか。

本事業では、B型・C型肝炎ウイルスが原因の「肝がん」や「重度肝硬変」の患者さんが一定の要件【Q1-2】を満たした場合に対象になります。

Q1-2: 一定の要件とはどのような要件ですか。

本事業の助成を受けるためには、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されていること。
- ② 年収約370万円以下であること。
- ③ 肝がん・重度肝硬変の入院治療、又は分子標的薬による肝がんの通院治療を受けていること。
- ④ 上記③の治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額【Q1-3】を超えた月が過去1年間で3月以上あること。

なお、高額療養費算定基準額を超えた月が3月目以降、すなわち助成が行われる月については、都道府県が指定する指定医療機関【Q2-1】で治療を受けている必要があります。

現在、治療を受けている医療機関が指定医療機関でない場合は、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課に御相談ください。

Q1-3: 私の高額療養費算定基準額はどこを見れば分かりますか。

指定医療機関【Q2-1】から交付を受ける医療記録票のA欄に記載しています。

医療記録票【Q4-1】のA欄に記載が無い場合は、指定医療機関にお尋ねください。

なお、加入している医療保険者から限度額適用認定証等の交付を受けている場合は、限度額適用認定証等に記載されている適用区分と下表の適用区分欄と同じ行を御確認いただくことでわかります。

年齢区分	限度額適用認定証等に記載されている適用区分	医療記録票A欄（高額療養費算定基準額）		
		①入院	②多数回該当の場合	③外来
70歳未満	エ	57,600円	44,400円	57,600円
	オ	35,400円	24,600円	35,400円
70歳以上75歳未満	一般	57,600円	44,400円	18,000円
	Ⅱ（低所得Ⅱ）	24,600円	-	8,000円
	Ⅰ（低所得Ⅰ）	15,000円	-	8,000円
75歳以上	一般	57,600円	44,400円	18,000円
	Ⅱ（低所得Ⅱ）	24,600円	-	8,000円
	Ⅰ（低所得Ⅰ）	15,000円	-	8,000円

Q1-4：過去1年間で3月以上とはどのような場合ですか。

例えば、7月が助成月となるためには、本事業の対象となる7月分の医療費が高額療養費算定基準額[Q1-3]を超え、前年の8月から6月までに高額療養費算定基準額を超えた月が2回以上ある場合です。

「3月以上」（＝3回以上）は連続している必要はありません。

また、入院と通院の組み合わせも問いません。

- ①入院、②入院、③入院 ・ ①入院、②入院、③通院
①通院、②通院、③通院 ・ ①通院、②通院、③入院 など

Q1-5：いくら助成を受けることができますか。

本事業の助成要件[Q1-2]を満たした月の患者さんの自己負担額が1万円となるよう助成します。

例えば、70歳以上の所得区分が「一般」の患者さんが入院し、助成要件を満たした場合、高額療養費算定基準額[Q1-3]が57,600円ですので、自己負担額1万円との差額47,600円が助成されることとなります。

入院の場合は、原則、患者さんは窓口で自己負担額1万円を支払い、差額の47,600円は都道府県から直接、医療機関に支払われます。

また、70歳以上の所得区分が「一般」の患者さんが通院し助成要件を満たした場合、高額療養費算定基準額が18,000円ですので、自己負担額1万円との差額8,000円が助成されることとなります。

通院の場合は、患者さんは窓口で上限額（高額療養費算定基準額）18,000円を支払い、差額の8,000円については、後日、都道府県に償還払いの請求[Q6-1]を行うことで患者さんの口座に振り込まれます。

Q1-6：助成を受けるまでの流れを教えてください。

助成を受けるまでの流れは下記のとおりです

○1月目（カウント1回目）

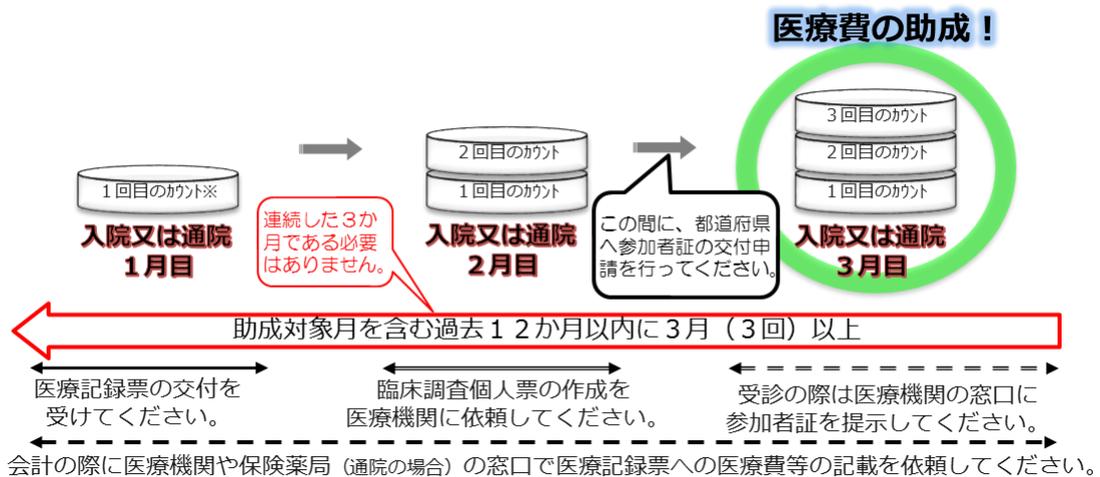
- ・入院又は通院時に医療記録票[Q4-1]の交付を受けてください。
- ・会計の際に医療記録票に医療費等の記載を依頼してください。

○2月目（カウント2回目）

- ・臨床調査個人票の作成を医療機関に依頼してください。
- ・会計の際に医療記録票に医療費等の記載を依頼してください。
- ・お住いの都道府県に参加者証の交付申請[Q3-1]を行ってください。

○3月目以降（カウント3回目以降）

- ・お住いの都道府県から交付を受けた参加者証を医療機関の窓口へ提示してください。
- ・会計の際に医療記録票に医療費等の記載を依頼してください。
- ・通院の場合は、参加者証の交付を受けた都道府県に償還払いの請求[Q6-1]を行ってください。



※カウントの方法

肝がんや非代償性肝硬変の医療費の自己負担額が高額療養費算定基準額を超えた場合カウントします。

【指定医療機関】

Q2-1：どこの医療機関で治療を受けていても助成を受けることができますか。

助成が行われる月（高額療養費算定基準額[Q1-3]を超えた月が3月目以降）については、都道府県が指定する指定医療機関で治療を受けている必要があります。

1月目、2月目については、助成は行われませんので、指定医療機関で治療を受けてなくても構いませんが、ご自身が治療を受けている医療機関が指定医療機関でない場合は、3月目以降に円滑に助成を受けることができるようにお住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課に御相談ください。

担当課から治療を受けられている医療機関が指定医療機関となるよう促します。

Q2-2：どの医療機関が指定医療機関となっているか、どうすれば分かりますか。

肝ナビ（肝炎医療ナビゲーションシステム）で全国の指定医療機関[Q2-1]の検索が可能ですので、パソコン、スマートフォンなどから検索サイトで「肝ナビ」と検索してください。

肝ナビの掲載情報の更新には一定の期間を要し、最新の情報ではない可能性がありますので、治療を受けている医療機関が指定医療機関として表示されない場合は、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課にお問い合わせください。

【申請手続き】

Q3-1：助成を受けるためにはどのような手続きが必要ですか。

助成を受けるためには、お住いの都道府県から参加者証の交付を受ける必要があります。

高額療養費算定基準額[Q1-3]を超えた月が2月目になった時点で、3月目から助成が受けられるようにお住いの肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課にお問い合わせください。

お住いの都道府県から交付を受けた参加者証は、受診する際に必ず持参し医療機関の窓口へ提示してください。

Q3-2：参加者証の交付申請の手続きに必要な書類は何ですか。

参加者証の交付申請には、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書、医療記録票[Q4-1]の写し、臨床調査個人票、限度額適用認定証、住民票の写し等が必要ですが、年齢に応じて必要な書類が異なりますので、リーフレットを御確認ください。

なお、治療を受けている医療機関が指定医療機関[Q2-1]の場合は、高額療養費算定基準額[Q1-3]を超えた月が2月目の時点で医療機関から臨床調査個人票が交付されますので、医療機関から交付されない場合は、医療機関にお問い合わせください。

詳しくは、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課にお問い合わせください。

Q3-3：参加者証の交付申請の手続きに必要な書類はどこで配布していますか。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書、医療記録票[Q4-1]、臨床調査個人票は、指定医療機関[Q2-1]で配布していますが、別途、住民票の写し等が必要です。

必要な書類は、リーフレットを御確認いただくか、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課にお問い合わせください。

なお、厚生労働省ホームページにも様式を掲載していますので、ダウンロードが可能です。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kanen/kangan/index.html

【医療記録票】

Q 4-1 : 医療記録票とは何ですか。

医療記録票は、医療機関や保険薬局において、肝がん又は重度肝硬変の治療や分子標的薬などの交付を受けたことを記録するものです。

Q 4-2 : 医療記録票はどこで配布していますか。

医療記録票は、指定医療機関[Q2-1]、都道府県で配布しています。

なお、保険薬局でも配布している場合があります。

迷ったらお住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課にお問い合わせください。

Q 4-3 : 医療記録票の持参を忘れた場合はどうしたらいいですか。

医療記録票は、高額療養費算定基準額[Q1-3]を超えた月数を確認するために必要な書類ですので、忘れずに持参するようにしてください。

忘れた場合は、指定医療機関[Q2-1]であれば、新しい医療記録票に記載してもらってください。

指定医療機関でない場合は、患者さん自身で別紙（本Q Aの末尾に添付）の様式例6-2の医療記録票に記載してください。

様式例6-2の医療記録票の記載方法については、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課にお問い合わせください。

なお、医療記録票が複数枚となった場合、参加者証の交付申請や償還請求の際には、全ての医療記録票を提出することとなります。

Q 4-4 : 医療記録票は薬局でも記載してもらおう必要がありますか。

本事業は、令和3年4月から分子標的薬による通院治療も助成対象となります。

分子標的薬による通院治療を受ける場合は、通常、医療機関から処方箋が交付され、保険薬局で分子標的薬が交付されます。

通院治療で医療記録票に分子標的薬に係る記載が無い場合（※）、助成の対象にならないので、分子標的薬による通院治療を受けている場合は、薬局でも忘れずに医療記録票に記載してもらってください。

（※）分子標的薬の通院治療を受けている場合で、治療に伴う副作用等で医師の判断により分子標的薬の服用を一時中断している場合などは助成の対象となる場合があります。

【保険薬局】

Q5-1：薬局にも「指定薬局」があるのですか。

薬局は指定制とはしておらず、保険薬局から分子標的薬の交付を受けていれば助成対象となります。

指定薬局とはしていないため、本事業の制度を御存知ない保険薬局が存在する可能性もあります。

保険薬局で医療記録票[Q4-1]に記載してもらえない場合は、ご自身で別紙（本Q Aの末尾に添付）の様式例6-2の医療記録票に記載することも可能ですので、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課に御相談ください。

【助成額の受取方法】

Q6-1：助成額はどのように受け取るのですか。

入院の場合、原則、患者さんの窓口支払額が1万円となるよう助成される仕組みのため、都道府県への請求手続きは不要です。

通院の場合は、例えば、70歳以上の所得区分が「一般」の患者さんは、窓口で上限額（高額療養費算定基準額[Q1-3]）18,000円を一旦支払いますが、患者さんの自己負担額を1万円とするため、差額の8,000円については、後日、都道府県に償還払いの請求を行うことで償還払い請求書に記載する患者さんの口座に振り込まれます。

参加者証の交付を受けた都道府県に医療記録票[Q4-1]、領収書等の必要書類を添付した償還請求書を提出してください。

なお、償還払いの手続きの際など本事業の関係で都道府県の職員がキャッシュカードを預かったり、キャッシュカード等の暗証番号をお聞きすることはありませんので、御注意ください。

Q6-2：償還請求を行った場合、助成額が振り込まれるまでにどのくらいかかりますか。

償還請求書を提出した都道府県にお問い合わせください。

Q6-3：現金で受け取ることはできないのですか。

償還払い請求書に記載する患者さんの口座に振り込むこととしています。

Q 6 - 4 : 償還払い手続きの方法はどこに記載していますか。

リーフレットに記載していますので御確認ください。

詳しくは、参加者証の交付を受けた都道府県にお問い合わせください。

【その他】

Q 7 - 1 : 医療機関等から交付された領収書や明細書等は保管する必要がありますか。

領収書、診療明細書等は参加者証の交付申請や償還請求の際に必要ですので、失わないように保管してください。